

目 次

条 例	ページ
1 新潟県市町村総合事務組合職員の分限に関する手続及び効果に関する条例の一部を改正する条例	1
公 告	
新潟県市町村総合事務組合消防賞じゅつ金等審査委員会委員の就任について	2

条 例

新潟県市町村総合事務組合職員の分限に関する手続及び効果に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり公布する。

令和 3 年 2 月 16 日

新潟県市町村総合事務組合管理者 久 住 時 男

新潟県市町村総合事務組合条例第 1 号

新潟県市町村総合事務組合職員の分限に関する手続及び効果に関する条例の一部を改正する条例

新潟県市町村総合事務組合職員の分限に関する手続及び効果に関する条例（平成16年条例第9号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p style="text-align: center;">（この条例の目的）</p> <p>第 1 条 この条例は、地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）第28条第3項及び第4項の規定に基づき、職員の意に反する降任、免職及び休職の手続及び効果並びに失職の例外に関し規定することを目的とする。</p> <p>第 4 条 （略）</p> <p style="text-align: center;">（失職の例外）</p> <p>第 5 条 管理者は、職務遂行中又は当該職務遂行に伴う通勤途上の過失による交通事故により禁錮以上の刑に処せられ、その刑の執行を猶予された職員について、情状を考慮して特に必要があると認めるときは、その職を失わないものとすることができる。</p> <p>2 前項の規定によりその職を失わないものと</p>	<p style="text-align: center;">（この条例の目的）</p> <p>第 1 条 この条例は、地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）第28条第3項の規定に基づき、職員の意に反する降任、免職及び休職の手続及び効果に関し規定することを目的とする。</p> <p>第 4 条 （略）</p>

された職員がその刑の執行猶予の言渡しを取り消されたときは、その職を失う。

(この条例の実施に関し必要な事項)

第6条 (略)

(この条例の実施に関し必要な事項)

第5条 (略)

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

公 告

新潟県市町村総合事務組合消防賞じゅつ金等審査委員会委員の就任について（公告）

新潟県市町村総合事務組合消防賞じゅつ金等審査委員会委員の就任があったので、次のとおり公告する。

令和3年2月16日

新潟県市町村総合事務組合管理者 久住時男

就任 内田幹夫 令和3年2月15日